YOKOGAWA

Co-innovating tomorrow™

第145回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日 時	2021年6月23日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
場 所	東京都武蔵野市中町二丁目9番32号 本社 大会議室
決 議 事 項	第1号議案　剰余金の処分の件 第2号議案　定款一部変更の件 第3号議案　取締役9名選任の件 第4号議案　監査役2名選任の件

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について

当社では、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、株主総会を開催させていただきます。**株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。**また、今後の状況次第で運営を変更する必要が生じた場合などは、下記の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。 https://www.yokogawa.co.jp/

当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード：6841

横河電機株式会社

Yokogawa's Purpose

測る力とつなぐ力で、地球の未来に責任を果たす。

「測る力とつなぐ力」はYOKOGAWAが決して失うことのないコアコンピタンスです。その力を今日の社会課題の解決に生かし、人と地球が共生する未来をかなえたい、そうした思いを「地球の未来に責任を果たす」というコミットメントに込めました。

Vision statement

YOKOGAWAは、自律と共生によって持続的な価値を創造し、社会課題の解決をリードしていきます。

YOKOGAWAが実現する操業の自律化は、生産性向上、リスクの回避、人の負荷低減や安全の確保に貢献します。それは、組織や企業、産業を超える範囲で進められていきます。YOKOGAWAが実現すべき産業界や社会の姿は、それぞれが自律しながらも連携した、共生型の産業界であり社会です。それを実現し、持続的な価値を生み出していくことによって、YOKOGAWAは社会が抱える課題の解決に率先して取り組んでいきます。

目次

第145回定時株主総会招集ご通知 … 1

〔株主総会参考書類〕

第１号議案 …… 5

第２号議案 …… 6

第３号議案 …… 7

第４号議案 …… 17

〔提供書面〕

事業報告

1. 企業集団の現況 …… 23

2. 会社の現況 …… 38

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 … 50

4. 会社の支配に関する基本方針 … 56

連結計算書類

連結貸借対照表 …… 57

連結損益計算書 …… 58

計算書類

貸借対照表 …… 59

損益計算書 …… 60

連結計算書類に係る会計監査報告 … 61

計算書類に係る会計監査報告 …… 63

監査役会の監査報告 …… 65

〔ご参考〕

YOKOGAWA Topics …… 67

株主の皆さまへ

今般の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により亡くなられた方々及びご遺族の皆様に謹んでお悔み申し上げますとともに、感染拡大により困難な状況におかれている方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

株主の皆様には、日頃よりご支援いただき厚くお礼申し上げます。ここに招集ご通知をお届けし、第145回定時株主総会の開催をご案内申し上げますとともに、2020年度の事業の概況をご報告いたします。

2020年度は、COVID-19感染拡大に伴う移動制限などによる世界経済の停滞の影響を受け、事業環境が大きく悪化しました。厳しい事業環境において、当社グループはお客様の事業継続を支援する取り組みを継続しつつ、中期経営計画「Transformation 2020」の最終年度として、変革の実現に向けた成長戦略に取り組みました。

２０２１年５月には新たな中期経営計画「Accelerate Growth 2023」を発表しました。今後想定される激変する事業環境下で、当社グループが大きな価値を提供し続けるためには、ESG（環境・社会・ガバナンス）の３つの視点で経営を行うことが不可欠となります。「Accelerate Growth 2023」では、ESG経営の推進により、社会や環境に貢献しながら持続的な成長を遂げるため、社会共通の課題の解決を軸とした事業構造の確立を目指します。COVID-19パンデミック収束後の社会を

見据え、新たな中期経営計画を確実に実行していくことで、当社グループのさらなる成長と事業を通じた持続可能な社会の実現に取り組んでいきます。

株主の皆様のご期待に沿えるよう、事業の一層の拡大と企業価値の向上に努めてまいりますので、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

2021年６月

取締役会長　西島剛志

代表取締役社長　奈良 寿

証券コード　6841
2021年６月１日

株　主　各　位

東京都武蔵野市中町二丁目９番32号
横河電機株式会社
代表取締役社長　奈良　寿

第145回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第145回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、後記の「議決権行使のご案内」に従って議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　2021年６月23日（水曜日）午前10時（受付開始　午前9時）
２．場　　所　　東京都武蔵野市中町二丁目９番32号　本社　大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
　本株主総会では、ソーシャルディスタンス確保のため、会場の座席数を大幅に少なくしております（最大20席程度）。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
　新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がありえます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.yokogawa.co.jp/）に掲載します。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。
３．会議の目的事項

報告事項
１．第145期（自 2020年４月１日　至 2021年３月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第145期（自 2020年４月１日　至 2021年３月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件

以　上

〈第145回定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について〉

1．株主の皆様へのお願い

・本株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により対応を更新する場合がございます。
インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.yokogawa.co.jp/）より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。
・本株主総会につきましては、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。マスクを持参・着用いただけない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
・発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
・本株主総会終了後のショールーム及びグローバルレスポンスセンターの見学は中止とさせていただきます。終了後は速やかにお帰りいただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

2.当日の対応について

・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
・本株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
・本株主総会においては、当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみの出席とさせていただく可能性があります。なお、出席する役員はマスクを着用させていただきます。
・報告事項（監査報告を含みます）及び議案の説明は可能な限り短縮させていただきます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.yokogawa.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
したがって、本招集ご通知の提供書面の連結計算書類及び計算書類は、監査役又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.yokogawa.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎当日、代理人により議決権を行使される場合は、当社定款第19条の規定に基づき、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
◎本招集ご通知に記載しておりますグラフ、写真などは、ご参考情報です。
◎株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

以下の3つの方法により議決権を行使いただくことができます。なお、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、株主総会参考書類をご検討のうえ、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権のご行使をお願い申し上げます。

株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時
2021年6月23日(水曜日)
午前10時

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限
2021年6月22日(火曜日)
午後5時まで

インターネットによる議決権行使

パソコン、携帯電話、スマートフォンより議決権を行使いただけます。
次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、行使期限までに議案に対する賛否のご入力を終えてください。

行使期限
2021年6月22日(火曜日)
午後5時まで

重複して議決権を行使された場合の取扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合 ▶ 到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合 ▶ 最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

Ⅰ インターネットによる議決権行使について

1. インターネットによる議決権行使に際してご了承いただく事項

(1) 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト **https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

(2) 議決権行使コード及びパスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の株主総会に関してのみ有効です。次回の株主総会の際には、新たに発行いたします。

(3) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

ご注意

- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。他人に絶対知られないようご注意ください。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行㈱ 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

(1) 議決権行使ウェブサイトのご利用方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524** (平日9:00～21:00)

(2) 左記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324** (平日9:00～17:00)

Ⅱ 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、㈱東京証券取引所等により設立された合弁会社㈱ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記Ⅰ．のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

第１号
議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元は経営の最重要施策の一つと認識し、利益成長を通じて安定的・継続的な増配を目指します。

具体的には、業績及び中長期的な株主価値の最大化に向けた投資資金の確保、成長投資を支える財務基盤の維持を総合的に勘案しながら、連結配当性向30％を上回る配当水準の確保に努めます。また、一時的な要因で業績が悪化した場合においても、株主資本配当率を踏まえた安定的な配当の維持を図ります。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、当期における１株当たりの年間配当金は、中間配当金17円と合わせて34円となります。

期末配当に関する事項

（１） 配当財産の種類
金銭

（２） 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき17円
配当総額　4,537,842,572円

（３） 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年６月24日

【ご参考】

1株当たり配当金の推移

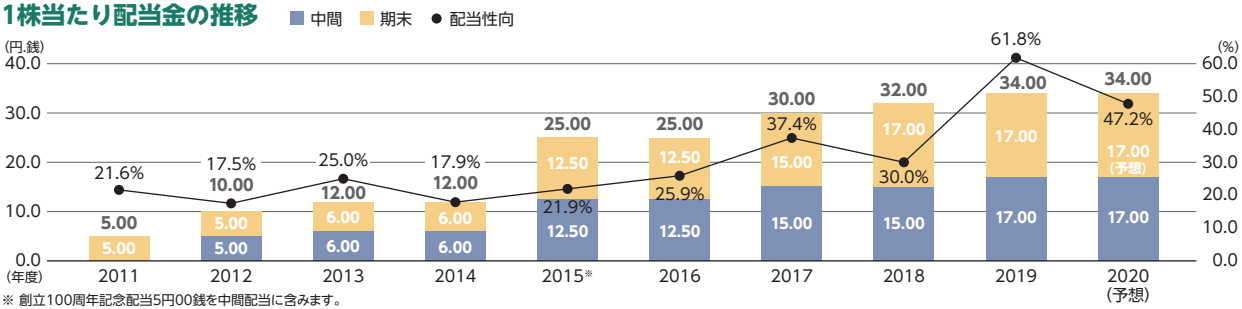

※ 創立100周年記念配当5円00銭を中間配当に含みます。

第2号
議 案

定款一部変更の件

1．変更の理由
新事業領域における事業の本格展開に備え、現行定款第2条（目的）の追加を行うとともに、経営の効率化及び任意的記載事項の簡素化の一環として、現行定款第20条（議事録）を削除するものであります。

2．変更の内容
変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第2条（目的） 当会社の事業目的は次のとおりとする。 (1)～(9)　（条文省略） （新設） （新設） (10)～(21)　（条文省略） 第20条（議事録） 株主総会の議事及び決議並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役の記名捺印又は電子署名を要する。 第21条～第37条　（条文省略）	第2条（目的） 当会社の事業目的は次のとおりとする。 (1)～(9)　（現行どおり） (10)食料品、化粧品、医薬品、医薬部外品及びその他の化学品並びにこれらの原材料の製造、販売 (11)バイオテクノロジーに関連する事業 (12)～(23)　（現行どおり） （削除） 第20条～第36条　（現行どおり）

第３号
議 案

取締役９名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会の機能強化及びガバナンスの向上を図るため、社外取締役を1名増員し、社外取締役５名を含む取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、当社が定める「取締役・監査役・執行役員の選解任の方針と手続」に基づき、委員の過半数が社外取締役により構成される「指名諮問委員会」の審議を経た答申をもとに、取締役会で決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当				取締役会出席状況
1	西島（にしじま） 剛志（たかし）	取締役会長			再任	14回/14回（100%）
2	奈良（なら） 寿（ひとし）	代表取締役社長			再任	14回/14回（100%）
3	穴吹（あなぶき） 淳一（じゅんいち）	取締役　専務執行役員　経営管理本部長			再任	14回/14回（100%）
4	戴（だい） 煜（ゆう）	取締役 常務執行役員　デジタルソリューション本部長			再任	14回/14回（100%）
5	宇治（うじ） 則孝（のりたか）	取締役	社外取締役候補者	独立役員候補者	再任	14回/14回（100%）
6	関（せき） 誠夫（のぶお）	取締役	社外取締役候補者	独立役員候補者	再任	14回/14回（100%）
7	菅田（すがた） 史朗（しろう）	取締役	社外取締役候補者	独立役員候補者	再任	14回/14回（100%）
8	内田（うちだ） 章（あきら）	取締役	社外取締役候補者	独立役員候補者	再任	14回/14回（100%）
9	浦野（うらの） 邦子（くにこ）		社外取締役候補者	独立役員候補者	新任	－

候補者番号 **1**

再　任

西島 剛志（にしじま たかし）

生年月日　1957年８月12日

所有する当社株式数

78,372株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年４月　㈱北辰電機製作所（現 横河電機㈱）入社
2008年10月　執行役員　IA事業部プロダクト事業センター長
2010年４月　横河メータ＆インスツルメンツ㈱（現 横河計測㈱）　代表取締役社長
2011年６月　当社取締役　横河メータ＆インスツルメンツ㈱（現 横河計測㈱）　代表取締役社長
2012年４月　取締役　常務執行役員　IAプラットフォーム事業本部長
2013年４月　代表取締役社長
2019年４月　代表取締役会長
2021年４月　取締役会長　現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社日立物流　社外取締役

取締役在任年数（本総会終結時）

10年

取締役会出席状況（2020年度）

全14回中　14回（100%）

取締役候補者として選任する理由

西島剛志氏は、取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏は当社の制御事業での製品企画開発や事業部運営、計測事業子会社の社長を経た後、2013年度から代表取締役社長として、また2019年度からは代表取締役会長として当社の経営を担い、経営者として豊富な経験と実績を有しています。引き続き、同氏のマネジメント経験と実績を活かすことで、企業価値向上と取締役会における意思決定機能及び経営の監督機能の強化への貢献が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役・執行役員の選解任の方針と手続」については20頁をご参照ください。

（注）１．西島剛志氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が塡補されます。西島剛志氏は現在当該保険契約の被保険者であり、同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

候補者番号 **2**

再　任

なら　ひとし
奈良 寿

生年月日　1963年１月23日

所有する当社株式数

23,831株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年４月　当社入社
2001年10月　Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd. 副社長
2003年10月　Yokogawa (Thailand) Ltd. 社長
2007年１月　当社ソリューション事業部　第１営業本部長
2010年４月　常務執行役員　ソリューション営業本部長
2011年６月　取締役　常務執行役員　ソリューション営業統括本部長
2012年４月　取締役　常務執行役員　ソリューションサービス営業統括本部長
2013年４月　取締役　横河ソリューションサービス㈱ 代表取締役社長
2017年４月　取締役　専務執行役員　日本・韓国代表 兼 横河ソリューションサービス㈱ 代表取締役社長
2018年４月　取締役　専務執行役員　ライフイノベーション事業本部長
2019年４月　代表取締役社長　現在に至る

取締役在任年数 (本総会終結時)

10年

取締役会出席状況 (2020年度)

全14回中　14回（100%）

取締役候補者として選任する理由

奈良 寿氏は、取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏は、当社の制御事業の営業部門での業務や国内・海外子会社の社長及び新事業の立ち上げに携わった後、2019年度からは代表取締役社長として業務執行の指揮を執っており、経営者としての豊富な経験と実績を有しています。引き続き、同氏のマネジメント経験と実績を活かすことで、企業価値向上と取締役会における意思決定機能及び経営の監督機能の強化への貢献が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役・執行役員の選解任の方針と手続」については20頁をご参照ください。

（注）１．奈良 寿氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が塡補されます。奈良 寿氏は現在当該保険契約の被保険者であり、同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

候補者番号 **3**

再　任

あなぶき　じゅんいち
穴吹 淳一

生年月日　1963年３月18日

所有する当社株式数

21,566株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年４月　㈱福徳相互銀行入行
1992年３月　当社入社
2005年１月　財務部長
2011年４月　執行役員　経理財務本部長
2014年６月　取締役　執行役員　経理財務本部長
2016年４月　取締役　常務執行役員　経理財務本部長
2018年４月　取締役　常務執行役員　経営管理本部長
2019年４月　取締役　専務執行役員　経営管理本部長　現在に至る

取締役在任年数（本総会終結時）

７年

取締役会出席状況（2020年度）

全14回中　14回（100%）

取締役候補者として選任する理由

穴吹淳一氏は、取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏は、当社の経理・財務、経営管理部門での長年の業務経験を有しており、現在は経営管理本部長として経営に関する高い能力と専門性を発揮しており、豊富な経験と実績を有しています。引き続き、同氏の経験と高い見識を活かすことで、企業価値向上と取締役会における意思決定機能及び経営の監督機能の強化への貢献が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役・執行役員の選解任の方針と手続」については20頁をご参照ください。

（注）１．穴吹淳一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が塡補されます。穴吹淳一氏は現在当該保険契約の被保険者であり、同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

候補者番号 **4**

再　任

戴（だい）　煜（ゆう）

生年月日　1963年２月25日

所有する当社株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年８月　SINOPEC Yangzi Petrochemical Corporation 入社
1994年１月　Deputy Project Director at Yangzi-BASF Styrenics Company Ltd.
1998年６月　Project Director of BASF/SINOPEC JV Integrated Petrochemical Site（IPS）Project at SINOPEC
2001年４月　GM of Base Chemicals Division at BASF-YPC Company Ltd.
2003年１月　Low Olefins Plant Manager at CNOOC and Shell Petrochemical Company Ltd.
2006年11月　GM of Base Chemicals for Asia Pacific / Middle East at Shell Chemicals
2009年１月　Project GM at Shell China
2012年11月　CEO of Jurong Aromatics Corporation Pte. Ltd.
2015年10月　Yokogawa Electric International Pte. Ltd. 入社
GM of China Sales Strategy Center
2016年４月　横河電機(中国)投資有限公司社長、横河電機(中国)有限公司社長
2017年４月　当社執行役員　ASEAN・パシフィック代表 兼 横河電機(中国)投資有限公司社長
兼 横河電機(中国)有限公司社長
2019年４月　常務執行役員　デジタルエンタープライズ事業本部長
2019年６月　取締役　常務執行役員　デジタルエンタープライズ事業本部長
2021年４月　取締役　常務執行役員　デジタルソリューション本部長　現在に至る

取締役在任年数（本総会終結時）

２年

取締役会出席状況（2020年度）

全14回中　14回（100%）

取締役候補者として選任する理由

戴 煜氏は、取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏は、石油、化学産業の複数のグローバル企業でプロジェクト管理業務や会社経営を経験し、当社のASEAN・パシフィック地域の子会社の統括責任者を経て、現在は制御事業の中核の一つであるソリューション事業を率いており、豊富な経験と実績を有しています。引き続き、同氏の幅広い経験と見識を活かすことで、企業価値向上と取締役会における意思決定機能及び経営の監督機能の強化への貢献が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役・執行役員の選解任の方針と手続」については20頁をご参照ください。

（注）１．戴 煜氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が塡補されます。戴 煜氏は現在当該保険契約の被保険者であり、同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

候補者番号 **5**

再　任

宇治（うじ） 則孝（のりたか）

生年月日　1949年３月27日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

2,828株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年４月　日本電信電話公社（現 日本電信電話㈱）入社
1999年６月　㈱エヌ･ティ･ティ･データ　取締役　新世代情報サービス事業本部長
2000年９月　同社　取締役　経営企画部長
2003年６月　同社　常務取締役　法人システム事業本部長　法人ビジネス事業本部長兼務
2005年６月　同社　代表取締役常務執行役員
2007年６月　日本電信電話㈱　代表取締役副社長
2012年６月　同社　顧問（2017年6月 退任）
2014年６月　当社取締役　現在に至る

重要な兼職の状況

第一三共株式会社　社外取締役
一般社団法人日本テレワーク協会　名誉会長
公益社団法人企業情報化協会　名誉会長

取締役在任年数（本総会終結時）

７年

取締役会出席状況（2020年度）

全14回中　14回（100%）

社外取締役候補者として選任する理由及び期待される役割の概要

宇治則孝氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏の経営者としての高い見識と技術開発、情報通信分野に関する豊富な経験と深い知見を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役・執行役員の選解任の方針と手続」については20頁をご参照ください。

独立役員について

宇治則孝氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については21頁をご参照ください。

（注）１．宇治則孝氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．宇治則孝氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
３．当社は、宇治則孝氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。
４．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が塡補されます。宇治則孝氏は現在当該保険契約の被保険者であり、同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

候補者番号 **6**

再　任

せき　のぶ　お
関 誠夫

生年月日　1944年９月21日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

1,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年４月　千代田化工建設㈱　入社
1992年４月　米国千代田インターナショナル・コーポレーション　副社長
1997年６月　千代田化工建設㈱　取締役
1998年６月　同社　常務取締役
2000年８月　同社　代表取締役専務
2001年４月　同社　代表取締役社長
2007年４月　同社　取締役会長
2009年４月　同社　相談役
2012年７月　同社　顧問（2013年6月 退任）
2015年６月　当社取締役　現在に至る

重要な兼職の状況

亀田製菓株式会社　社外取締役

取締役在任年数（本総会終結時）

６年

取締役会出席状況（2020年度）

全14回中　14回（100％）

社外取締役候補者として選任する理由及び期待される役割の概要

関 誠夫氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏の経営者としての高い見識とエネルギー産業を中心とするエンジニアリング・ビジネスの豊富な経験と深いグローバルビジネスの知見を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役・執行役員の選解任の方針と手続」については20頁をご参照ください。

独立役員について

関 誠夫氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については21頁をご参照ください。

（注）１．関 誠夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．関 誠夫氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
３．当社は、関 誠夫氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。
４．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が塡補されます。関 誠夫氏は現在当該保険契約の被保険者であり、同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

候補者番号 **7**

再　任

菅田（すがた） 史朗（しろう）

生年月日　1949年11月17日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年４月　ウシオ電機㈱　入社
1993年１月　BLV Licht- und Vakuumtechnik GmbH 社長
2000年６月　ウシオ電機㈱　取締役　上席執行役員
2001年４月　同社　取締役　ランプ第二事業部長
2003年４月　同社　取締役　ランプカンパニープレジデント
2004年４月　同社　取締役　専務執行役員
2004年６月　同社　代表取締役　専務執行役員
2005年３月　同社　代表取締役社長
2014年10月　同社　取締役相談役
2016年６月　同社　相談役
　　当社取締役　現在に至る
2017年７月　ウシオ電機㈱　特別顧問（2021年４月 退任）

重要な兼職の状況

ＪＳＲ株式会社　社外取締役
ヤマトホールディングス株式会社　社外取締役

取締役在任年数（本総会終結時）

５年

取締役会出席状況（2020年度）

全14回中　14回（100％）

社外取締役候補者として選任する理由及び期待される役割の概要

菅田史朗氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏の経営者としての高い見識と産業用機器製品の開発、マーケティングの豊かな経験と深いグローバルビジネスの知見を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役・執行役員の選解任の方針と手続」については20頁をご参照ください。

独立役員について

菅田史朗氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については21頁をご参照ください。

（注）１．菅田史朗氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．菅田史朗氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
３．当社は、菅田史朗氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。
４．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が塡補されます。菅田史朗氏は現在当該保険契約の被保険者であり、同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

候補者番号 **8**

再　任

うち　だ　あきら
内田 章

生年月日　1950年10月4日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

1,131株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年４月　東レ㈱　入社
1996年６月　トーレ・インダストリーズ（アメリカ）社　Executive Vice President
2000年６月　東レ㈱　経営企画第１室主幹兼広報室主幹
2004年６月　同社　経営企画室参事兼ＩＲ室参事
2005年６月　同社　取締役　財務経理部門長
　　トーレ・ホールディング（U.S.A.）社　社長
2009年６月　同社　常務取締役　財務経理部門長
　　トーレ・ホールディング（U.S.A.）社　社長
2012年６月　同社　常務取締役　ＣＳＲ全般統括、総務・法務部門・ＩＲ室・広報室・宣伝室統括、東京事業場長
2016年６月　同社　顧問（2019年3月 退任）
2019年６月　当社取締役　現在に至る

重要な兼職の状況

Ｊ.フロント リテイリング株式会社　社外取締役
公益財団法人スガウェザリング技術振興財団　監事

取締役在任年数（本総会終結時）

２年

取締役会出席状況（2020年度）

全14回中　14回（100%）

社外取締役候補者として選任する理由及び期待される役割の概要

内田 章氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏の経営者としての高い見識と財務経理部門を中心とする経営管理分野の幅広い経験を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役・執行役員の選解任の方針と手続」については20頁をご参照ください。

独立役員について

内田 章氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については21頁をご参照ください。

（注）１．内田 章氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．内田 章氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
３．当社は、内田 章氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。
４．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が塡補されます。内田 章氏は現在当該保険契約の被保険者であり、同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

候補者番号 **9**

新　任

浦野 邦子（うらの くにこ）

生年月日　1956年10月19日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年４月　㈱小松製作所（コマツ）　入社
2005年４月　同社　生産本部物流企画部長
2010年４月　同社　コーポレートコミュニケーション部長
2011年４月　同社　執行役員　コーポレートコミュニケーション部長
2014年４月　同社　執行役員　人事部長
2016年４月　同社　常務執行役員　人事部長
2018年６月　同社　取締役　兼　常務執行役員
2021年４月　同社　取締役　現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社 小松製作所（コマツ）　取締役
クオリカ株式会社　取締役

社外取締役候補者として選任する理由及び期待される役割の概要

浦野邦子氏は、大手製造業において、生産、人事・教育、広報・CSRなどの幅広い実務経験と経営者としての豊富な経験を有しています。そうした同氏の経験を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、新たに社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役・執行役員の選解任の方針と手続」については20頁をご参照ください。

独立役員について

浦野邦子氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については21頁をご参照ください。

（注）１．浦野邦子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．浦野邦子氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
３．当社は、浦野邦子氏の選任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。
４．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が塡補されます。浦野邦子氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

第４号
議 案

監査役２名選任の件

監査役　前村 幸司氏及び高山 靖子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、社外監査役１名を含む監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、監査役候補者の選定にあたっては、当社が定める「取締役・監査役・執行役員の選解任の方針と手続」に基づき、委員の過半数が社外取締役により構成される「指名諮問委員会」の審議を経た答申をもとに、監査役会の同意を得たうえで取締役会で決定しております。
また、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位				取締役会出席状況	監査役会出席状況
1	前村（まえむら） 幸司（こうじ）	監査役			再任	14回/14回（100%）	15回/15回（100%）
2	高山（たかやま） 靖子（やすこ）	監査役	社外監査役候補者	独立役員候補者	再任	14回/14回（100%）	15回/15回（100%）

候補者番号 **1**

再　任

まえ むら こう じ
前村 幸司

生年月日　1956年5月21日

所有する当社株式数

18,339株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1980年４月　当社入社
1999年10月　経営品質革新室長
2003年４月　経営管理本部　人財総務センター長
2006年４月　国際チャート㈱　取締役　専務執行役員　FC統括本部長
2007年10月　横河ディジタルコンピュータ㈱（現 ㈱DTSインサイト）　取締役　管理本部長
2009年１月　当社経営改革本部
2010年４月　人財本部　本部室長
2011年４月　執行役員　マーケティング本部長
2015年４月　執行役員　人財本部長
2017年４月　経営管理本部
2017年６月　当社監査役　現在に至る

監査役在任年数

（本総会終結時）

４年

監査役会・取締役会出席状況

（2020年度）

監査役会 全15回中　15回（100%）
取締役会 全14回中　14回（100%）

監査役候補者として選任する理由

前村 幸司氏は、当社の経営管理及び事業部運営における長年の実務経験を有するほか、当社グループの経営改革を主導したこともあり、当社の組織及び事業を熟知し、常勤監査役としての経験も有しています。引き続き、その知識と経験を当社の監査に反映することで実効性の高い監査が期待できると判断し、監査役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役・執行役員の選解任の方針と手続」については20頁をご参照ください。

（注）１．前村幸司氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が塡補されます。前村幸司氏は現在当該保険契約の被保険者であり、同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

候補者番号 **2**

再　任

たかやま　やすこ
高山 靖子

生年月日　1958年３月８日

社外監査役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1980年４月　㈱資生堂　入社
2005年４月　同社　お客さまセンターWeb推進室長
2006年４月　同社　お客さまセンター所長
2008年10月　同社　コンシューマーリレーション部長
2009年４月　同社　お客さま・社会リレーション部長
2010年４月　同社　CSR部長
2011年６月　同社　常勤監査役
2015年６月　同社　顧問（2017年6月 退任）
2017年６月　当社監査役　現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社千葉銀行　社外取締役
三菱商事株式会社　社外監査役
コスモエネルギーホールディングス株式会社　社外取締役（監査等委員）

監査役在任年数

（本総会終結時）

４年

監査役会・取締役会出席状況

（2020年度）

監査役会 全15回中　15回（100%）
取締役会 全14回中　14回（100%）

社外監査役候補者として選任する理由

高山 靖子氏は、大手コンシューマ・ビジネス企業においてCSR担当をはじめとした幅広い実務経験や常勤監査役としての経験、さらには様々な企業での社外役員としての豊富な経験を有しています。引き続き、そうした経験を当社の監査に反映させることで質の高い監査が期待できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役・執行役員の選解任の方針と手続」については20頁をご参照ください。

独立役員について

高山 靖子氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については21頁をご参照ください。

（注）１．高山靖子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．高山靖子氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。
３．当社は、高山靖子氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。
４．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が塡補されます。高山靖子氏は現在当該保険契約の被保険者であり、同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

以　上

【ご参考】

取締役・監査役・執行役員の選解任の方針と手続

取締役・監査役候補指名および執行役員選任の方針

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成することとしています。

その前提のもとで、取締役・監査役候補については、コーポレートガバナンスの向上に資する人財を指名しています。さらに、取締役候補については、当社グループの事業に精通し適切な業務執行および実効性の高い経営の監督に資する人財、中長期の当社の企業価値向上を狙った経営戦略策定に求められる経験・知見を持ち、的確な経営の判断および実効性の高い経営の監督に資する人財を、監査役候補については、当社グループの事業に精通し当社およびグループ会社の適切な経営の監査に資する人財、および経理財務、法務、企業経営等の知見を有し適切な経営の監査に資する人財を指名しています。また、執行役員については、各執行役員のポジションに求められる期待役割に照らし十分な経験、知識などを有しているか、経営陣として相応しい意思と姿勢を有しているかを確認したうえで選任しています。

取締役・監査役候補指名および執行役員選任の手続

当社は、取締役候補、監査役候補の指名および執行役員の選任について、その客観性および透明性を高めることを目的に、取締役会決議に基づきその過半数を独立社外取締役とする３名以上の取締役で構成される任意の諮問機関である指名諮問委員会を設置しています。

取締役候補の指名および執行役員の選任については、指名諮問委員会で定められた選再任基準、手続に基づく審議を経た答申をもとに、取締役会で決議しています。監査役候補の指名については、指名諮問委員会で定められた選再任基準、手続に基づく審議を経た答申をもとに、監査役会の同意を得たうえで取締役会で決議しています。

取締役・監査役の解任方針と手続

指名諮問委員会において、取締役・監査役の解任基準、手続を定めています。これらの解任基準、手続に基づく指名諮問委員会の審議・答申をもとに、取締役会で当該取締役・監査役の解任提案等の審議をします。

代表取締役社長の評価と選定・再選定・解職の方針と手続

代表取締役社長についても、指名諮問委員会において選定・再選定・解職基準、手続を定めています。毎年、業績等の定量性を持たせた基本評価基準も用いて代表取締役社長の評価を行います。指名諮問委員会では、評価結果とサクセッションプランも踏まえて、定められた選定・再選定・解職基準、手続に基づく審議を経て、選定・再選定・解職の答申を取締役会に対して行うことで、プロセスの客観性、適時性、透明性を高めています。

執行役員の解任方針と手続

執行役員の解任についても、定められた基準・手続に則り、指名諮問委員会の答申をもとに、取締役会で決議をします。

以上

【ご参考】

社外役員の独立性に関する基準

当社は、監査役会設置会社として取締役会及び監査役会を充実させるために現経営陣から独立した社外取締役及び社外監査役を招聘していますが、社外役員選任における透明性を高めるため、2015年３月24日開催の当社取締役会において、下記のとおり、社外役員の独立性に関する基準を設定しました。

記

当社において独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

① 当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者またはその就任の前10年間においてそうであった者（注１）
② 当社の現在の主要株主（議決権割合10％以上）または最近５年間においてそうであった者（注２）
③ 当社が現在主要株主である会社の業務執行者
④ 当社グループの主要な取引先（直近事業年度または先行する３事業年度のいずれかにおける年間連結総売上高の２％を超える支払いをしているもしくは支払いを受けている）の業務執行者
⑤ 当社グループから一定額（過去３事業年度の平均で1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30％のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の業務執行者
⑥ 当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者
⑦ 当社グループの主要な借入先の業務執行者または最近３年間においてそうであった者（注３）
⑧ 当社グループの会計監査人または監査法人等の関係者または最近３年間においてそうであった者（注４）
⑨ 上記⑧に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから役員報酬以外に過去３年間の平均で年間1,000万円以上の報酬を得ている者
⑩ 上記⑧に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム（過去３事業年度の平均で、その連結総売上高の２％を超える支払いを当社グループから受けた）の関係者（注５）
⑪ 上記①から⑩（⑤を除く）の親族（配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の家族）
⑫ 独立役員としての通算の在任期間が８年を超える者

以上

注１：業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者および使用人（本基準において「業務執行者」という）。
注２：当社の現在または最近５年間においての主要株主。主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者。
注３：当社グループが借入れを行っている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属するものをいう）であって、その借入残高が当社事業年度末において当社の連結総資産の２％を超える金融機関グループ。
注４：当社グループの会計監査人または監査法人の社員、パートナーまたは従業員である者、または最近３年間においてそうであった者（現在退職している者を含む）。
注５：当該ファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者。

【ご参考】

社外役員が有する主な専門性・経験

当社の社外役員が有する主な専門性・経験は以下のとおりです。

なお、本総会第3号議案及び第4号議案に付議させていただいている各候補者が原案どおり選任された場合の役員体制に基づいた記載とさせていただいています。

		社外役員が有する主な専門性・経験					
		企業経営・グローバル	財務・会計	技術・開発	法務・リスク管理	環境・社会	IT・デジタル
社外取締役	宇治 則孝	●		●			●
	関　誠夫	●		●	●		
	菅田 史朗	●		●			
	内田　章	●	●			●	
	浦野 邦子					●	
社外監査役	高山 靖子				●	●	
	大澤　真		●				
	小野　傑				●		

以上

（提供書面）

事　業　報　告

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

１．企業集団の現況

⑴　事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における、当社グループに関連する市場の認識は以下のとおりです。
世界経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大に伴う社会・経済活動の抑制等の影響による停滞が継続しており、依然として極めて不透明な状況となっています。

このような事業環境の中で、当社グループは、本年度（2021年3月期）が最終年度となる中期経営計画「Transformation 2020」に基づき、「既存事業の変革」、「新事業とビジネスモデル変革への挑戦」、「グループ全体最適による生産性向上」の３つの基本戦略を実行し、デジタル技術を活用しながら、「成長基盤の整備」とともに「成長機会の創出」に取り組みました。

当連結会計年度における当社グループの業績は、COVID-19感染拡大や為替の変動影響などにより、売上高は前期比で302億26百万円減少しました。営業利益は、減収による減益影響が大きかったものの、販管費の減少等により、前期比で39億89百万円の減少にとどまりました。経常利益は前期比で21億93百万円減少しました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期にのれん等減損損失を計上したこともあり、前期比で45億32百万円の増益となりました。

〈連　結〉

売上高

3,742億 6百万円

（前期比 △**7.5**% 302億26百万円 減）

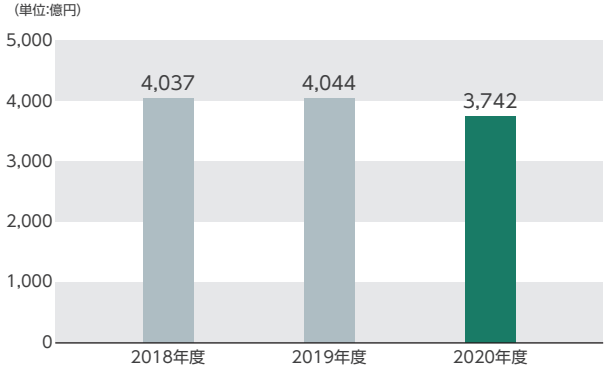

営業利益

315億 99百万円

（前期比 △**11.2**% 39億89百万円 減）

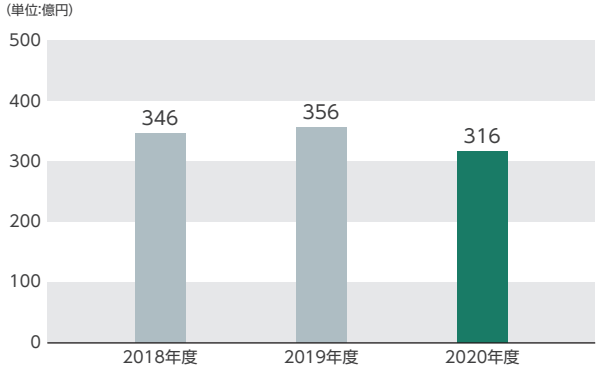

経常利益

341億 7百万円

（前期比 △**6.0**% 21億93百万円 減）

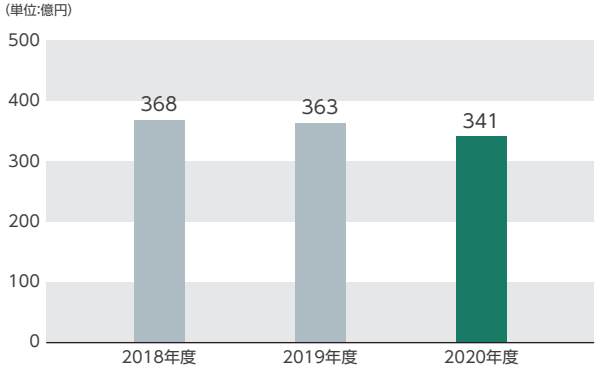

親会社株主に帰属する当期純利益

192億 19百万円

（前期比 +**30.9**% 45億32百万円 増）

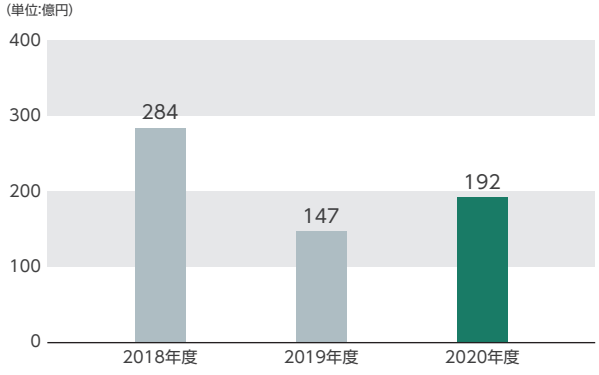

セグメント別の概況は25頁、26頁のとおりです。

制御事業

主なソリューション・製品

●プラントの現場から経営レベルまでライフサイクルにわたりお客様価値を最大化する総合的ソリューション
●生産性向上のための各種ソフトウエア　●生産制御システム
●流量計　●差圧・圧力伝送器　●プロセス分析計
●プログラマブルコントローラ　●工業用記録計　など

制御事業は、主にCOVID-19感染拡大や為替の変動影響などにより、売上高は前期比で284億15百万円減少し3,421億34百万円となり、営業利益は前期比で26億38百万円減少し315億20百万円となり、減収減益の結果となりました。

売上高

2019年度 **3,705**億円 → 2020年度 **3,421**億円

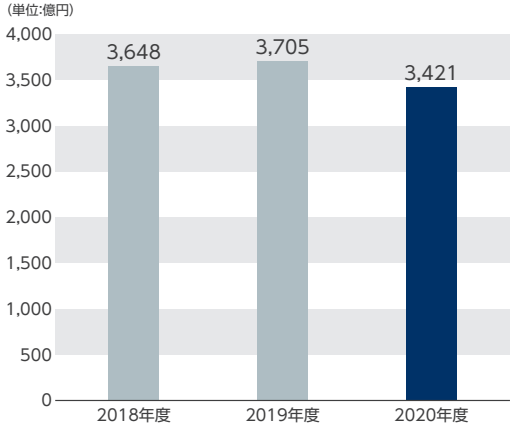

営業利益

2019年度 **342**億円 → 2020年度 **315**億円

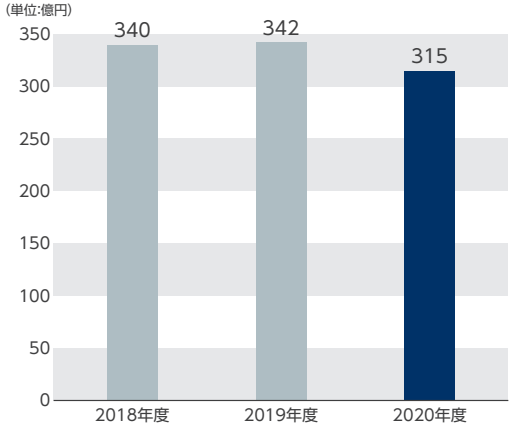

計測事業

主な製品　●波形測定器　●光通信関連測定器
●信号発生器　●電力・温度・圧力測定器　●共焦点スキャナ　など

売上高　2019年度 **248**億円 → 2020年度 **257**億円

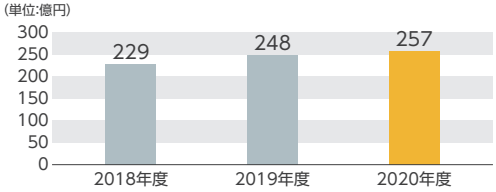

営業利益　2019年度 **16**億円 → 2020年度 **12**億円

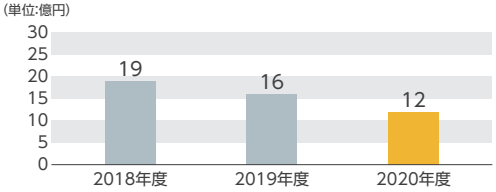

計測事業は、売上高は前期比で９億50百万円増加し257億27百万円と堅調に推移しましたが、ライフイノベーション事業などにおける先行投資の影響等により、営業利益は前期比で４億89百万円減少し11億49百万円となりました。

航機その他事業

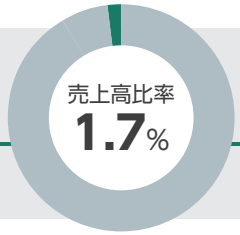

主な製品　●航空機用計器　など

売上高　2019年度 **91**億円 → 2020年度 **64**億円

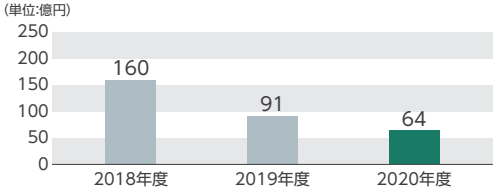

営業利益　2019年度 **△2**億円 → 2020年度 **△11**億円

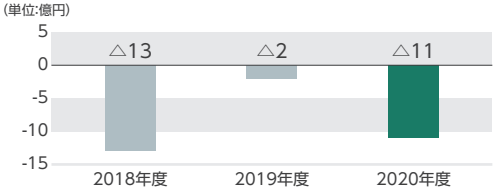

航機その他事業は、主にCOVID-19感染拡大に伴う経済活動制限による航空関連機器需要の低迷などにより、売上高は前期比で27億62百万円減少し63億43百万円となり、営業損失は前期比で８億60百万円損失が増加し10億69百万円の損失となり、減収減益となりました。

②　設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は205億67百万円となり、前期と比較し9億41百万円増加しました。

③　資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金及び運転資金は、自己資金及び金融機関からの借入金などをもって充当しました。

⑵　対処すべき課題

当社グループは、2018年度に中期経営計画「Transformation 2020」を策定し、既存事業の成長と収益性向上、新事業創出による新たな成長分野の確立、それらを支える事業基盤の最適化による生産性の向上など、さまざまな変革に取り組んできました。2019年度までは、OPEXビジネスや注力分野を中心に、受注が堅調に推移したものの、COVID-19感染拡大に伴い、エネルギー需要減によるお客様の投資意欲の大幅な減退、移動制限によるプロジェクトの進捗遅延や各種施策の遅れ等が顕在化した結果、成長が鈍化し、生産性向上施策の効果にも遅れが生じました。

これらの劇的に変化した事業環境の中で、長期的視点での企業価値及び株主価値の最大化に向け挑戦してきましたが、「Transformation 2020」で目指した経営指標については、この３年間での成長率を見ますと、受注高はマイナス3.9%/年の成長（目標：３～５%/年）、売上高はマイナス2.7%/年の成長（目標：３～５%/年）、１株当たり当期純利益（EPS）成長率はマイナス3.9%/年（目標：７～９%/年）となりました。また、営業利益率（ROS）は8.4%（目標：10%以上）、自己資本利益率（ROE）は6.5%（目標：10%以上）となり、目標未達となりました。高収益企業へのさらなる成長に向けた加速が必要であると認識し、10年後に考えられる大きな環境変化や認識した課題などを踏まえる中で、社会共通の課題の解決によって持続的な成長を実現するため、長期経営構想を抜本的に見直すとともに、2023年度を最終年度とする中期経営計画「Accelerate Growth（アクセラレート グロウス）2023」を策定しました。

①　経営の基本方針

今回の長期経営構想の見直しと中期経営計画の策定にあたり、改めて企業としての存在意義（パーパス）を問い直し、「Yokogawa's Purpose」を制定しました。これは、お客様や社会にとっての当社の存在意義を端的に表現したものです。

[Yokogawa's Purpose]
測る力とつなぐ力で、地球の未来に責任を果たす。

「測る」は、YOKOGAWAの原点であり起点です。ものごとを測り、今ある状態をとらえ、見通し、そこから導き出される情報に価値を見出してきました。また「つなぐ」は、YOKOGAWAが価値ある情報を結び付けるだけではなく、さまざまな産業におけるお客様との信頼関係を築き、企業と企業、産業と産業の結束点となって、さらに価値を共鳴させていくことを意味しています。

「測る力とつなぐ力」はYOKOGAWAが決して失うことのないコアコンピタンスです。その力を今日の社会課題の解決に生かし、人と地球が共生する未来をかなえたい、そうした思いを「地球の未来に責任を果たす」というコミットメントに込めました。

②　中長期的な経営戦略

（a）長期経営構想

当社は2015年度の中期経営計画「Transformation 2017」策定時に、10年先のありたい姿とその実現に向けた考え方を長期経営構想として定め、「Transformation 2017」の次の中期経営計画「Transformation 2020」策定時に、一部内容を見直しました。今回の中期経営計画「Accelerate Growth 2023」の策定にあたっては、改めて10年後に考えられる大きな環境変化を鑑み、社会共通価値の提供を通じた持続的な成長を目指すために抜本的な見直しを行いました。

＜Vision statement＞

10年後のYOKOGAWAのありたい姿を端的に表現したVision statementを以下に変更しました。

YOKOGAWAは、自律と共生によって持続的な価値を創造し、
社会課題の解決をリードしていきます。

＜お客様への提供価値＞

世界は今、あらゆるものが複雑につながり合う時代となっています。運用や管理に独立性のあるシステムが連携し、単独では実現できない目的をシステム全体として実現する「System of Systems（SoS）」が進む世界において、当社は、効果的な「つながり」を進め、統合化・自律化・デジタル化による「全体最適」の価値を生み出していきます。当社は「IA2IA※1」と「Smart Manufacturing※2」によるアプローチでこれを実現し、社会全体が「SoS」となる世界をリードするインテグレーターになることを目指します。

（※1）IA2IA（Industrial Automation to Industrial Autonomy）
ロボティックスやブロックチェーンなどのDX（デジタルトランスフォーメーション）トレンドを取り込み、Industrial Automation（自動）からIndustrial Autonomy（自律）へと進化させる活動です。

（※2）Smart Manufacturing
DX（デジタルトランスフォーメーション）やIA2IAによって生産現場、エンタープライズ、及びサプライチェーンにおける自律を実現し、革新的な生産性向上を達成することです。

＜事業セグメント＞

事業環境の変化を踏まえ、YOKOGAWAが磨き上げてきた技術・ノウハウや強みを生かせる事業領域を成長させていくために、従来の製品・機能別組織から業種軸の組織に再編し、ビジネス拡大とソリューションビジネスへの転換のスピードアップを図ります。

● エネルギー＆サステナビリティ
多様化するエネルギーの生産・供給・利用・廃棄・リサイクルのバリューチェーン全体にわたり安全かつ最適な運用を支えます。

● マテリアル
素材産業のお客様との強固な関係を生かして変革に貢献するとともに、環境対策、エネルギーマネジメント、開発・生産へのデジタル技術活用などの強みを生かし、快適さとサステナビリティを両立させる社会を支えていきます。また、自らがマテリアルを生産し市場を開拓する事業にも展開していきます。

● ライフ
人々の命と健康を守る医薬、誰もが安心して口にできる安全な水と食料の供給に貢献します。前中期経営計画で医薬品・食品産業のバリューチェーン全体の生産性向上に寄与するために立ち上げた、ライフイノベーション事業の取り組みを強化していきます。

測定器事業、新事業他（amnimo、航機事業など）は、製品や商流の特性などから、独立した事業運営を維持する必要があるためセグメントを分けていますが、10年後の提供価値についての方向性は共有します。

(b) 中期経営計画「Accelerate Growth 2023」

長期経営構想で定めた10年後のありたい姿を実現するために、2023年までの3年間で取り組むべきこととして、４つの基本戦略とその重点施策を策定しました。それぞれの基本戦略の概要は以下のとおりです。

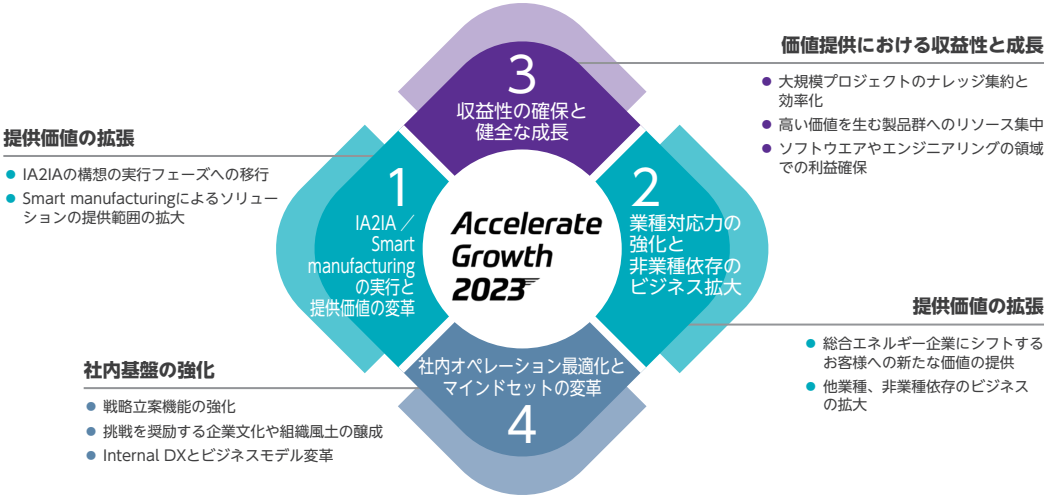

「Accelerate Growth 2023」の4つの基本戦略

● IA2IA／Smart Manufacturingの実行と存在価値の変革
IA2IAの構想を実行フェーズに移行します。また、Smart Manufacturingの鍵となる上位系基幹システムビジネスのグローバル展開を図ります。

● 業種対応力の強化と非業種依存のビジネス拡大
変わりゆくエネルギー産業のお客様に新しい価値を提供しつつ、多種多様なお客様に価値を提供します。

● 収益性の確保と健全な成長
販管費率の改善など健全な収益構造に向けて、一層の改善を図ります。

● 社内オペレーションの最適化とマインドセットの変革
グループ構造や機能の最適化と変革に向けた社員一人ひとりの能力向上を図ります。

中期経営計画 「Accelerate Growth 2023」についての詳細は、当社ウェブサイト
https://www.yokogawa.co.jp/about/yokogawa/company-overview/corporate-strategy/ をご参照ください。

③ 目標とする経営指標

(a) 中期経営計画「Accelerate Growth 2023」で目指す経営目標
中長期的視点での企業価値及び株主価値の最大化を基本方針とし、1株当たり純利益（EPS）成長、営業キャッシュフローの創出、自己資本利益率（ROE）の向上を目指すべき指標とします。

指標	目標値
受注高成長	8～10%／年
売上高成長	4～6%／年
1株当たり純利益(EPS)成長	16～18%／年
営業利益率(ROS)	10%（2023年度）
自己資本利益率(ROE)	10%以上(2023年度)
営業キャッシュフロー	1,400億円以上（3年間累計）

（b）資本政策・財務戦略

「Accelerate Growth 2023」では、持続的な企業価値及びTotal Shareholders Return（TSR：株主総利回り）の向上を実現するために、成長を支える財務基盤の維持、成長投資、株主還元への最適なキャッシュフロー配分を行いながら、将来的かつ累積的なキャッシュフロー創出力を強化していきます。

- 資本性成長投資（戦略投資）枠を3年間累計で700億円とします。リスク総量、自己資本増減、及びリスク投資実行に伴うリスク量の増加想定を織り込んだ上で最適資本構成を維持します。
- 株主還元方針（利益処分に関する基本方針）は、中長期的な企業価値向上の最大化に向けた投資に優先的に配分していくものの、一定の財務基盤の確保を前提に、積極的な配当による株主還元の向上を図るものです。配当性向による期間利益の一定比率を還元する考え方に加え、株主資本配当率を踏まえた安定的な配当の維持の考え方を維持します。

（c）非財務目標

当社が社会に価値を提供し続けるためには、ESG（環境・社会・ガバナンス）の３つの視点で経営を行うことが大前提であり、長期経営構想ではこの点を重視しています。「Environment」と「Social」の2つについては、当社のサステナビリティ目標「Three goals」の達成に向けて、「サステナビリティ中期目標」を設定し、「Accelerate Growth 2023」の取り組みと連携させて進めていきます。

当社グループのサステナビリティについての詳細は、当社ウェブサイト
https://www.yokogawa.co.jp/about/yokogawa/sustainability/ をご参照ください。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分	2017年度 第142期	2018年度 第143期	2019年度 第144期	2020年度 第145期（当期）
受注高	400,317	431,972	418,662	355,828
売上高	406,590	403,711	404,432	374,206
営業利益	32,705	34,594	35,588	31,599
経常利益	33,341	36,770	36,301	34,107
親会社株主に帰属する当期純利益	21,481	28,446	14,686	19,219
1株当たり当期純利益	80円39銭	106円54銭	55円02銭	72円00銭
総資産	444,617	470,114	489,678	519,081
純資産	278,704	296,150	291,472	314,770

② 当社の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分	2017年度 第142期	2018年度 第143期	2019年度 第144期	2020年度 第145期（当期）
受注高	100,671	115,534	108,202	99,645
売上高	104,385	111,756	110,283	104,797
営業利益	△1,986	△209	△1,836	△5,507
経常利益	18,521	25,537	17,699	14,866
当期純利益	8,696	31,820	4,347	△2,657
1株当たり当期純利益	32円54銭	119円17銭	16円29銭	△9円96銭
総資産	244,634	270,917	281,508	272,663
純資産	176,205	197,607	190,482	183,062

（注）当期の個別決算において、当社が保有する共用資産について、14,931百万円の特別損失（減損損失）を計上しました。なお、当該共用資産は、連結決算においてはその回収可能性が認められることから、連結業績への影響はありません。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
横河ソリューションサービス株式会社	3,000百万円	100.0%	制御機器の販売、エンジニアリング、保守サービス
横河マニュファクチャリング株式会社	100百万円	100.0%	制御・計測機器の製造
横河計測株式会社	90百万円	100.0%	計測機器の販売、保守サービス
Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd.	23,076千シンガポールドル	100.0% (100.0%)	制御機器の販売、エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa Electric Asia Pte. Ltd.	31,020千シンガポールドル	100.0%	制御・航機その他の製造
横河電機(中国)有限公司	119百万人民元	100.0%	制御機器の製造、販売、エンジニアリング、保守サービス
重慶横河川儀有限公司	132百万人民元	60.0% (26.7%)	制御機器の製造、販売
韓国横河電機株式会社	4,032百万ウォン	100.0%	制御・計測機器の販売、エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa Middle East & Africa B.S.C.(c)	2,481千バーレーンディナール	100.0%	制御機器の販売、エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa India Limited	85,054千インドルピー	100.0%	制御機器の製造、販売、エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa Corporation of America (注1)	1千米ドル	100.0% (100.0%)	制御・計測機器の販売、エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa America do Sul Ltda.	72,044千レアル	100.0%	制御機器の販売、エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa Europe B.V.	17,725千ユーロ	100.0%	制御・計測機器の販売、エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa Electric CIS Ltd.	100,000千ロシアルーブル	100.0%	制御機器の販売、エンジニアリング、保守サービス

(注) 1. Yokogawa Corporation of America には、資本金1千米ドルの他に、114,152千米ドルを資本準備金として出資しています。
2. 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。
3. 議決権比率の()内は間接所有割合で内数です。

⑸ 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

事業区分	主要なソリューション・製品
制御事業	プラントの現場から経営レベルまでライフサイクルにわたりお客様価値を最大化する総合的ソリューション、 生産性向上のための各種ソフトウエア、 生産制御システム、流量計、差圧・圧力伝送器、プロセス分析計、プログラマブルコントローラ、工業用記録計　等
計測事業	波形測定器、光通信関連測定器、信号発生器、電力・温度・圧力測定器、共焦点スキャナ　等
航機その他事業	航空機用計器　等

(6) 主要拠点等（2021年３月31日現在）

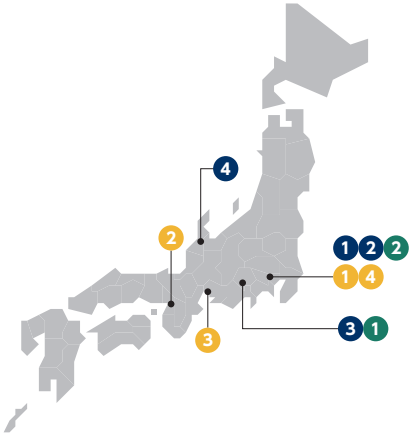

①当　　社

本　　社

東京都武蔵野市 …… ❶

事業所

小峰事業所（東京都あきる野市） …… ❷
甲府事業所（山梨県甲府市） …… ❸
金沢事業所（石川県金沢市） …… ❹

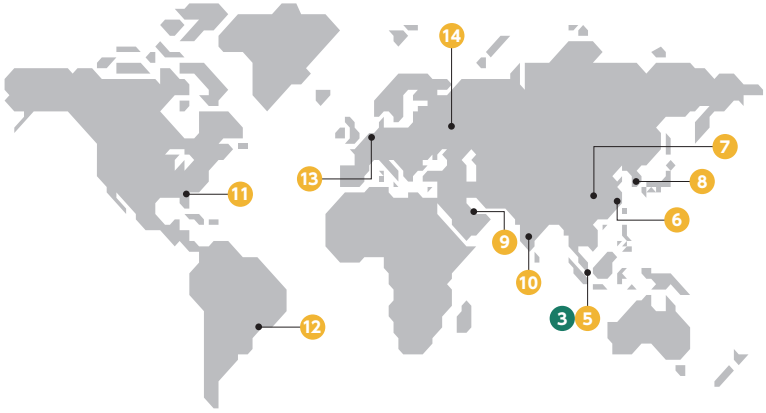

②子 会 社

生産拠点

横河マニュファクチャリング株式会社
　甲府事業所（山梨県甲府市） …… ❶
　小峰事業所（東京都あきる野市） …… ❷
Yokogawa Electric
　Asia Pte. Ltd.（シンガポール） …… ❸

販売拠点

横河ソリューションサービス株式会社
　本　　社（東京都武蔵野市） …… ❶
　関西支社（大阪府大阪市） …… ❷
　中部支社（愛知県名古屋市） …… ❸
横河計測株式会社（東京都八王子市） …… ❹
Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd.（シンガポール） …… ❺
横河電機（中国）有限公司（中国） …… ❻
重慶横河川儀有限公司（中国） …… ❼
韓国横河電機株式会社（韓国） …… ❽
Yokogawa Middle East & Africa B.S.C.(c)（バーレーン） …… ❾
Yokogawa India Limited（インド） …… ❿
Yokogawa Corporation of America（米国） …… ⓫
Yokogawa America do Sul Ltda.（ブラジル） …… ⓬
Yokogawa Europe B.V.（オランダ） …… ⓭
Yokogawa Electric CIS Ltd.（ロシア） …… ⓮

⑺　企業集団の従業員の状況（2021年３月31日現在）

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
制御事業	16,483名	382名減
計測事業	990名	10名増
航機その他事業	242名	20名減
合計	17,715名	392名減

（注）従業員数は就業人員を記載しています。なお、契約社員、派遣社員などは含まれていません。

⑻　主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
シンジケートローン	200億円

（注）１．シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を幹事とする協調融資によるものです。
２．当社は、総額450億円のコミットメントライン契約を締結しています。
当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

⑼　その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2021年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　600,000千株

② 発行済株式の総数　268,624千株

③ 株主数　15,898名

④ 大株主（上位10名）

【ご参考】所有者別株式分布状況

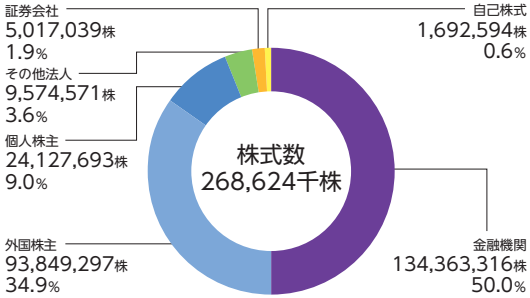

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	39,247	14.7
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	16,166	6.1
第一生命保険株式会社	15,697	5.9
日本生命保険相互会社	13,484	5.1
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託みずほ銀行口　再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	9,212	3.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口９）	9,092	3.4
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー　５０５２２３	7,794	2.9
横河電機持株会	5,495	2.1
株式会社日本カストディ銀行（信託口７）	5,252	2.0
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン（インターナショナル）　リミテッド１３１８００	4,685	1.8

（注）１．当社は、自己株式を1,692千株保有しています。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しています。

⑵　会社役員の状況

①　取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	西島　剛志	株式会社日立物流　社外取締役
代表取締役社長	奈良　寿	
取締役	穴吹　淳一	専務執行役員　経営管理本部長
取締役	戴　煜	常務執行役員　デジタルエンタープライズ事業本部長
取締役	宇治　則孝	取締役会議長 第一三共株式会社　社外取締役 一般社団法人日本テレワーク協会　名誉会長 公益社団法人企業情報化協会　名誉会長
取締役	関　誠夫	亀田製菓株式会社　社外取締役
取締役	菅田　史朗	ウシオ電機株式会社　特別顧問 ＪＳＲ株式会社　社外取締役 ヤマトホールディングス株式会社　社外取締役
取締役	内田　章	Ｊ．フロント リテイリング株式会社　社外取締役 公益財団法人スガウェザリング技術振興財団　監事
常勤監査役	前村　幸司	
常勤監査役	渡辺　肇	
監査役	高山　靖子	株式会社千葉銀行　社外取締役 三菱商事株式会社　社外監査役 コスモエネルギーホールディングス株式会社　社外取締役（監査等委員）
監査役	大澤　真	株式会社フィーモ　代表取締役 全保連株式会社　社外取締役 株式会社富山銀行　社外取締役 アグリソーラー株式会社　社外監査役 一般社団法人メガソーラー機構　理事
監査役	小野　傑	西村あさひ法律事務所　弁護士 株式会社東日本銀行　社外監査役 大同生命保険株式会社　社外取締役 一般社団法人流動化・証券化協議会　専務理事 東京大学　客員教授

（注）1．取締役 宇治則孝氏、関 誠夫氏、菅田史朗氏及び内田 章氏は、社外取締役です。
2．監査役 高山靖子氏、大澤 真氏及び小野 傑氏は、社外監査役です。
3．監査役 大澤 真氏は、日本銀行、プライスウォーターハウスクーパース及び株式会社フィーモにおいて、長年にわたり金融機関の審査、事業会社の再生・経営改善指導、後継経営者に対する指導を行った実績があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4．取締役 宇治則孝氏、関 誠夫氏、菅田史朗氏及び内田 章氏並びに監査役 高山靖子氏、大澤 真氏及び小野 傑氏は、高い独立性を有しており、一般株主との利益相反のおそれがないことから、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
5．社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
6．当事業年度末日後に、次のとおり取締役の地位、担当及び重要な兼職に変更がありました。

地　　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況	異　動　日
取締役会長	西島剛志		2021年４月１日
取　　締　　役	戴　　煜	常務執行役員　デジタルソリューション本部長	2021年４月１日

7．取締役 菅田史朗氏は、2021年４月30日をもってウシオ電機株式会社の特別顧問を退任しています。
8．監査役小野 傑氏は、2020年６月24日をもってみずほ証券株式会社の社外取締役（監査等委員）及びみずほ信託銀行株式会社の社外取締役を、2020年12月31日をもって西村あさひ法律事務所のパートナーを、それぞれ退任しています。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
中　條　孝　一	2020年６月24日	任期満了	常勤監査役
宍　戸　善　一	2020年６月24日	任期満了	社外監査役 株式会社東京金融取引所　社外取締役 武蔵野大学法学部　教授 宍戸善一法律事務所　弁護士

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 宇治則孝氏、関 誠夫氏、菅田史朗氏及び内田 章氏並びに監査役 高山靖子氏、大澤 真氏及び小野 傑氏は、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としています。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員（いずれも退任者を含みます。）であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が補償さ

れることになります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償の対象としないこととしています。

⑤　取締役及び監査役の報酬等

ⅰ　役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年３月２日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けています。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本方針

取締役の報酬等の基本方針は、以下のとおりとしています。

（ア）持続的、中長期的に企業価値向上を促す制度であること

（イ）中長期経営戦略を反映した制度であり、中長期経営目標達成を強く動機づけるものであること

（ウ）短期志向への偏重を抑制する制度であること

（エ）優秀な人財を確保・維持できる制度と金額であること

（オ）ステークホルダーに対して透明性、公正性及び合理性を備えた制度であり、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること

イ.役員の報酬等の決定方針

（ア）取締役の報酬等

取締役の報酬については、株主総会で承認された限度額（＊1）の範囲内で、個別の支給額を決定します。監査役の報酬等についても、株主総会で承認された限度額（＊2）の範囲内で監査役の協議により決定します。

（*1）　取締役の報酬限度額は、2018年６月26日開催の第142回定時株主総会において１事業年度あたり16億円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいています。

（*2）　監査役の報酬限度額は、2004年６月25日開催の第128回定時株主総会において１事業年度あたり１億50百万円以内と決議いただいています。

（イ）報酬諮問委員会の構成及び役割・責務

取締役及び執行役員報酬の決定プロセスの客観性及び透明性を高めることを目的として、取締役会の諮問機関として、その過半数を社外取締役とする３名以上の取締役で構成される「報酬諮問委員会」を設置しています。

a.報酬諮問委員会の構成

代表取締役会長、代表取締役社長、社外取締役3名以上（現在社外取締役全員）

b.報酬諮問委員会の役割・責務

報酬諮問委員会は、取締役会の諮問を受け、取締役及び執行役員の報酬等の制度及び決定方針について審議し、取締役会に答申するとともに、取締役会からの委任を受けて、報酬制度に従って取締役及び執行役員個人別の報酬等の内容を決定します。

c.前記権限が適切に行使されるようにするための措置

独立社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会において、委員の互選で委員長を選定し、取締役会の承認を得た報酬制度に基づき個人別報酬額を決定することで、前述の目的に適合した決定を担保しています。

（注）上記の通り、役員報酬等の決定プロセスの客観性及び透明性を高めるため、取締役会は報酬諮問委員会に対して取締役及び執行役員個人別の報酬等の内容の決定を委任しています。当事業年度における報酬諮問委員会の構成は次の通りです。

宇治　則孝　社外取締役（委員長）
関　　誠夫　社外取締役
菅田　史朗　社外取締役
内田　　章　社外取締役
西島　剛志　代表取締役会長（現　取締役会長）
奈良　　寿　代表取締役社長

ウ.役員報酬の構成

社内取締役及び執行役員の報酬は、（ア）固定報酬である基本報酬と（イ）業績連動報酬（（イ）-1 年次インセンティブと（イ）-2 中長期インセンティブ）で構成されています。

業績連動報酬は、社外取締役及び非業務執行取締役、監査役を除く取締役及び執行役員を対象としています。これは、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役には、業績連動報酬等の変動報酬は相応しくないため、基本報酬のみ支給するという考え方であり、同様に非業務執行の取締役についても基本報酬のみ支給します。

役員の報酬額の水準については、外部機関の調査結果に基づく国内外の同業または同規模の他企業との比較および当社の財務状況を踏まえて設定しています。

役位別・職位別の報酬水準は、同輩企業の50%ileを基準とし、環境変化に応じた柔軟な運用や優秀な経営人財を獲得・保持する観点から、概ね25%ile～75%ileの範囲内で運用することとしています。

なお、海外で採用する人財の報酬については、その海外地域における役員報酬調査データに基づいて役位毎の職責を考慮して報酬ベンチマーク分析を行い、個別に定めることがあります。

具体的な役員および執行役員の報酬構成は、役員区分に応じて以下のとおりとしています。

役員区分	（ア）基本報酬	（イ）業績連動報酬 （（イ）-2に非金銭報酬を含む）		備考
		（イ）-1 年次 インセンティブ	（イ）-2 中長期 インセンティブ	
取締役 （社外取締役及び 非業務執行取締役を除く）	○	○	○	役員報酬及び 使用人分給与
社外取締役及び 非業務執行取締役	○	－	－	役員報酬
監査役	○	－	－	役員報酬
社外監査役	○	－	－	役員報酬
非取締役執行役員	○	○	○	使用人分給与

（ア）基本報酬

基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役及び執行役員としての役割と役位に応じて報酬諮問委員会にて定められた基準に基づき金額を決定します。

（イ）業績連動報酬

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上および中期的な企業価値向上に対する意識を高めるため、報酬諮問委員会にて業績指標（KPI）を定め、目標値に対する達成度合いに応じて算出された額または数を支給します。

業績連動報酬の考え方はつぎのとおりです。

a.全報酬に占める業績連動報酬の比率を高くする。

b.役位が上位の者ほど業績連動報酬の全報酬に占める比率を高くし、代表取締役は60%とする。
c.株式報酬の全報酬に占める割合を同業または同規模の他社水準以上とする。

(イ)-1 年次インセンティブ

業績連動報酬のうち年次インセンティブは、報酬諮問委員会において単年度の全社業績評価と個人業績評価に基づき算定し、年1回支給します。支給額は、業績目標達成時を100%として、0%～200%の範囲で変動するよう設計しています。

※業績目標を達成した場合の基本報酬と年次インセンティブの比率は、役位が上位の者ほど年次インセンティブの比率を高く設定し、代表取締役の１対0.75から役位が下がるにつれてさがり、執行役員を含む全体の平均が概ね1対0.5になるように設計しています（イメージ図１）。なお、この比率は業績目標の達成度合いによっては、1対0から1対1の間で変動する場合があります。

（イメージ図１）

(イ)-2 中長期インセンティブ

業績連動報酬のうち、中長期インセンティブについては、2018年６月26日開催の第142回定時株主総会において、中期経営計画が対象とする期間の最終事業年度における当社の連結自己資本利益率（連結ROE）等の達成度に応じて当社株式及び金銭を支給する業績連動型株式報酬制度であるパフォーマンス・シェア・ユニット制度（以下「PSU制度」）を導入しています。

中期経営計画が対象とする期間において取締役会があらかじめ設定した業績目標その他要件を前提とし、支給対象となる取締役及び執行役員の役位毎に報酬諮問委員会にて定めた株式報酬基準額に、業績目標達成条件に応じて取締役会があらかじめ設定した係数（以下「支給率」）を乗じて、対象となる取締役及び執行役員毎の中長期インセンティブによる報酬額を決定し、報酬額の60%に相当する金額を当社株式で、40%に相当する金額を金銭として支給します。支給率は業績目標の達成度合いに応じて０%から100%の範囲で変動するよう設計しています。

中長期インセンティブにおける業績目標は、中期経営計画との連動を基本に考えており、企業価値及び株主価値向上の両面において重要な指標であるとの考えから、経営の効率性を示す指標である「自己資本利益率（ROE）」としています。

なお、PSU制度では、重大な不正会計または巨額損失が発生した場合、PSU制度に係る報酬額として支給した報酬の全部または一部を無償で返還請求できるクローバック条項を設定しています。

※中長期インセンティブの支給年度において、年次インセンティブ、中長期インセンティブそれぞれの業績目標を達成した場合の基本報酬との比率は、役位が上位の者ほど基本報酬に対する比率を高く設定し、代表取締役の１対0. 75から役位が下がるにつれてさがり、執行役員を含む全体の平均が概ね１対0.5対0.5になるように設計しています（イメージ図２）。

なお、この比率は年次インセンティブ及び中長期インセンティブそれぞれの業績目標の達成度合いによっては、1対0対0から１対1対0.5の間で変動する場合があります。

（イメージ図２）

（注）１．年次インセンティブにおける単年度の全社業績評価につながる業績目標は、当社グループが持続的な成長を図るために重要な指標であるとの考えから「連結売上高」と「連結売上高営業利益率（ROS）」としています。

業績連動報酬の決定要素の一つとなる、2020年３月期の実績は以下のとおりです。

2020年３月期に設定した業績目標		2020年３月期実績
連結売上高	4,200億円	4,044億円
連結売上高営業利益率(ROS)	9.5%	8.8%

２．中長期インセンティブにおける業績目標は、中期経営計画との連動を基本に考えており、中期経営計画で設定しているいくつかの業績目標の中から、企業価値及び株

主価値向上の両面において重要な指標であるとの考えから、経営の効率性を示す指標である「自己資本利益率（ROE）」を選択しています。

実績ROE	支給率
8%以下	0%
8%超、11%未満	(実績ROE×100-8)／3×25%
11%以上、14%未満	(50＋(実績ROE×100-11)／3×50)%
14%以上	100%

※ 2021年３月期の実績ROEは6.5%となり、支給率は０%となりました。

ii　当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 （うち 社外取締役）	188 (54)	173 (54)	15 (-)	8 (4)
監査役 （うち 社外監査役）	89 (34)	89 (34)	- (-)	7 (4)
合計 （うち 社外役員）	278 (88)	263 (88)	15 (-)	15 (8)

（注）１．上記には、当事業年度中に退任した監査役２名（うち社外監査役１名）を含んでいます。
２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
３．取締役の報酬限度額は、2018年６月26日開催の第142回定時株主総会において１事業年度あたり16億円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、９名（うち、社外取締役は４名）です。
４．監査役の報酬限度額は、2004年６月25日開催の第128回定時株主総会において１事業年度あたり１億50百万円以内と決議いただいています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、５名です。
５．業績連動報酬は、年次インセンティブと中長期インセンティブにより構成されています。
なお、前期までに引当計上した中長期インセンティブの戻入額を含んでいます。
６．役員退職慰労金制度については、2004年６月25日開催の第128回定時株主総会の日をもって廃止しました。

⑥　社外役員に関する事項

ⅰ　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

上記①取締役及び監査役の状況に記載のとおりです。

ⅱ　当事業年度における主な活動状況

氏　名	地　位	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
宇 治 則 孝	社外取締役	取締役会出席状況　14回／14回中 取締役会議長として当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、取締役会の議事運営を適切に行いました。 経営者としての高い見識と技術開発、情報通信分野に関する豊富な経験と深い知見を持ち、取締役会では、当該観点から積極的に意見を述べており、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会の委員・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された指名諮問委員会９回、報酬諮問委員会８回の全てに出席しました。
関　　誠 夫	社外取締役	取締役会出席状況　14回／14回中 当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席しました。 経営者としての高い見識とエネルギー産業を中心とするエンジニアリング・ビジネスの豊富な経験及びグローバルビジネスの深い知見を持ち、取締役会では、当該観点から積極的に意見を述べており、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された指名諮問委員会９回、報酬諮問委員会８回の全てに出席しました。
菅 田 史 朗	社外取締役	取締役会出席状況　14回／14回中 当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席しました。 経営者としての高い見識と産業用機器製品の開発、マーケティングの豊かな経験とグローバルビジネスの深い知見を持ち、取締役会では、当該観点から積極的に意見を述べており、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された指名諮問委員会９回、報酬諮問委員会８回の全てに出席しました。
内 田　　章	社外取締役	取締役会出席状況　14回／14回中 当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席しました。 経営者としての高い見識と、財務経理部門を中心とする経営管理分野の幅広い経験を有し、取締役会では、当該観点から積極的に意見を述べており、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された指名諮問委員会９回、報酬諮問委員会８回の全てに出席しました。

氏　名	地　位	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
高 山 靖 子	社外監査役	取締役会出席状況　14回／14回中 監査役会出席状況　15回／15回中 取締役会14回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席しました。 大手コンシューマービジネスの会社におけるＣＳＲをはじめとした幅広い実務経験と常勤監査役としての経験、さらに、様々な企業での社外役員としての豊かな経験に基づき、取締役会等において当該観点から積極的に意見を述べております。
大 澤　　真	社外監査役	取締役会出席状況　14回／14回中 監査役会出席状況　15回／15回中 取締役会14回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席しました。 経験豊富な経営者の観点と経済界における幅広い活動に基づく高い見識に基づき、取締役会等において当該観点から積極的に意見を述べております。
小 野　　傑 （注）	社外監査役	取締役会出席状況　11回／11回中 監査役会出席状況　11回／11回中 取締役会11回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席しました。 弁護士として企業法務やファイナンス分野の豊富な知見を有しており、経済界や教育界における幅広い活動に基づく高い見識に基づき、取締役会等において当該観点から積極的に意見を述べております。

（注）監査役 小野 傑氏については、2020年６月24日の就任後に開催された取締役会及び監査役会への出席状況を記載しています。

⑶　会計監査人の状況

①　名称　　有限責任監査法人トーマツ

②　報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	1億42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1億72百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び監査報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び同条第2項の同意を行っています。

3．当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

③　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、会社法第340条第2項の規定に従い、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第344条の規定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして定める体制として、以下のとおり、「YOKOGAWAグループ内部統制システム」を整備しています。

① 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・　コンプライアンスの基本原則を『YOKOGAWAグループ行動規範』として、当社の取締役並びにグループ各社の取締役及びこれに相当する者（以下「取締役等」という）は、これを率先し、企業倫理の遵守と浸透にあたる。

・　グループを横断するコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・対処のために、企業倫理担当部署を設置する。

・　取締役会における意思決定は、『取締役会規程』及び『意思決定管理規程』に基づいて行なう。社外取締役を含む各取締役は、取締役会を構成する取締役として、他の取締役の業務執行を適切に監督する。監査役は、取締役の職務の執行に対して、『監査役監査基準』及び『監査役会規則』に基づく監査役監査を実施する。

・　グループ各社の取締役会及びこれに相当する意思決定機関における意思決定は、当社の規程に準じてグループ各社において策定された規程に基づき行う。当社の監査役は、グループ各社に対して定期的な往査を行う。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・　『取締役会規程』、『伝達ならびに文書管理規程』及び『文書管理規則』を定め、議事録及び保存すべき情報に関するルールと管理体制を整備する。

・　『グループ情報セキュリティマネジメント規程』及び『インサイダー取引防止に関する規程』を定め、情報の機密性の区分に関するルールと管理体制を整備する。また、グループで業務に従事する者に対して、秘密保持に関する誓約を求める。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・　グループのリスク管理に関する基本的事項を定め、その活動を円滑かつ効果的に推進することを目的に『リスク管理規程』を定める。同規程に基づき、リスク管理委員会が、グループとして重点的に管理すべき重大なリスクを選定するとともに、そのモニタリング方法を決定し、取締役会に報告する。代表取締役社長は、リスク管理委員長としてリスク管理の統括責任を負う。

・　グループの各組織は、リスクを洗い出し、評価するとともに対応策を立案・実行する。内部監査担当部署は、グループのリスク管理プロセスの有効性を評価し、重要な事項は取締役会及び監査役に報告する。
・　危機事象に対する対応は、『グループ危機管理規程』に定める。代表取締役社長が危機管理委員長として、グループにおいて危機事象が発生した際の情報伝達及び指揮命令を統制し、人的な安全の確保及び経済的な損失の最小化を図る。

④ 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・　『取締役会規程』及び『意思決定管理規程』を定め、取締役会における審議の充実及び経営会議などの取締役会以外の意思決定機関への権限委譲を図る。
・　全社的な経営目標を定め、目標達成のための取り組みをレビューする。単年度の経営目標については、組織毎に四半期単位でレビューし、年間目標の達成に向けた活動を展開する。取締役会は、これらの経営目標の達成状況の報告を受け、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの活動を指示し、目標達成に向けて全社としての効率性を追求する仕組みを構築するとともに、経営目標の達成状況をリアルタイムで把握・報告・活用するために、経営情報システムの整備に努める。
・　取締役会の実効性強化を支えるため、取締役会室を設置し、専任者を含む人員を置く。

⑤ 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・　グループで業務に従事する者が取るべき行動を、『YOKOGAWAグループコンプライアンスガイドライン』として定め、反社会的勢力とは一切係わり合いを持たず毅然とした対応を取ることを明示する。
・　代表取締役社長が法令等遵守の重要性を繰り返し伝えるとともに、企業倫理担当部署が中心となってコンプライアンスに関する教育を継続的に展開する。
・　コンプライアンス違反行為又は違反のおそれがあると疑われる行為を認識した場合、内部通報義務があることを『内部通報・相談規則』として定めてグループで業務に従事する者に周知し、そのための内部通報窓口を設置する。
・　コンプライアンスの徹底状況について、企業倫理担当部署がモニタリングを実施し、重要な事項については取締役会及び監査役に報告する。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・　当社はYOKOGAWAグループの最上位規程である『Group Management Standards』（GMS）を定め、各業務プロセスにおける役割及び責任分担を明確にすることにより、自律的統制活動をベースとする内部統制システムの実現を図る。グループ各社に対しては、当社取締役会で決議された内部統制システムの基本方針に基づき、グループ各社のそれぞれの機能、体制に応じた最適な内部統制システムの整備等に関する指導・管理を行なう。グループ各社は、

当社に対して自らの取締役等の職務の執行に係る事項を適時・適切に報告する。

・ GMSをベースとした内部統制システムの各責任者は、システムの監査機能を有し、グループ各社のシステムが実効性・効率性を確保（維持改善）するよう活動する。重要な事項については、取締役会及び監査役に報告する。内部統制システムのうち、業務の適正性の観点から特に重要なシステムを『企業倫理システム』、『意思決定システム』、『業務マネジメントシステム』、『危機管理システム』及び『監査役監査の環境整備』からなる展開システムとしてまとめ、YOKOGAWAグループ内部統制システムの統括責任体制を定めている。
・ 特に財務報告の信頼性の確保の面では、経理業務の適正を確保するために、『グループ経理規程』をベースとした『会計管理システム』を定め、グループ各社の経理業務を統制する。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応するために、財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況に対する評価と開示の体制を整備する。
・ 『YOKOGAWAグループ内部統制システム』の有効性に関する内部監査は、『グループ内部監査規程』に基づき、内部監査担当部署が実施し、重要な事項については取締役会及び監査役に報告する。
・ 監査役が、グループ会社における重要事項の決定について、直接又は当該グループ会社の監査役から情報を入手し、確認することができる体制とする。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・ 監査役室を設置し、専任者を含む人員を置く。

⑧ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・ 監査役室の人員に関する人事異動は、監査役に事前に了解を求める。
・ 監査役室の人員に関する人事評価は、監査役会が指名する監査役が行う。

⑨ 当社の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

・ 当社の取締役及び使用人並びにグループ各社の取締役等、監査役及び使用人等は、以下に定める事項を監査役に報告する。
  (a) 法令・定款違反に関する事項
  (b) 内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
  (c) 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項
  (d) 意思決定に関する重要な事項
  (e) 経営状況に関する重要な事項

(f) 内部通報制度による通報状況に関する事項
(g) その他、コンプライアンスに関する重要な事項

・ 当社及びグループ各社は、当該報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・ 監査費用その他当社の監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査の実効性を担保するべく適切な金額を当社の予算に計上する。なお、緊急又は臨時に支出した適正費用については、予算の計上にかかわらず事後に償還に応じる。

⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・ 取締役会議長及び代表取締役などのトップマネジメント並びに内部監査・コンプライアンス担当部署を含む本社管理部門の責任者及び会計監査人との定期的な意見交換の場を提供する。また、その他の取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施できる機会及び環境を適宜提供する。
・ 効率的な監査ができるよう、会計監査人及び内部監査部門等との協議又は意見交換の機会を提供する。また、監査の実効性を確保するため、社外取締役等との情報交換及び連携の機会を提供する。
・ 必要に応じて、外部の専門家を任用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「YOKOGAWAコーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、2020年度も社外取締役が取締役会議長を務めるとともに、引き続き適切な統制のもとで迅速な業務執行が行われるようにするため、内部統制システムやリスク管理体制の整備に関する基本方針を定め、当該体制の運用が有効に行われているかどうか監視・監督し、適切な情報開示に努めました。2020年度については、取締役会の実効性評価の結果等を踏まえ、次期中期経営計画、長期経営構想及び会社の大きな方向性を業務執行に関する最重要監視・監督項目に位置づけ、審議時間を優先的に配分しました。

上記に併せ、2020年4月7日開催の取締役会で決議した「FY20内部統制システムの基本方針」に基づき実施した、当期（第145期）における「YOKOGAWAグループ内部統制システム」の運用状況の概要は次のとおりです。

① 法令及び定款に適合することを確保するための体制

・ 持続可能な社会の実現や人権問題、人種差別の排除など、国際的な視点も考慮し、YOKOGAWAグループ行動規範及びコンプライアンスガイドラインを改定・周知しています。
・ 法令及び定款の遵守はもとより、「不正をしない風土」と「不正をさせない仕組み」の維持・向上のために、職場に密着したコンプライアンス推進体制をグローバルに整備しています。国

内では職場の相談役でもあるコンプライアンス推進者、海外ではコンプライアンスコーディネーターがコンプライアンス意識の浸透・定着に向けた推進活動を展開しています。また、各組織のコンプライアンス事務局及びコンプライアンス推進者代表を対象に、四半期ごとに「コンプライアンス委員会」等を実施し、情報の共有と活動の進捗管理を行っています。

・ コンプライアンス意識の浸透状況を把握し、推進活動に役立てるため、「コンプライアンス意識サーベイ」等を毎年実施し、その結果を当社グループ内で公開・共有するとともに、職場・職位別に分析して、次年度の施策に結びつけています。
・ 啓発活動の一環として、毎年「コンプライアンス研修」「Eラーニング」等を全社員に対して実施し、コンプライアンスに関する理解を深めるとともに、意識の向上を図っています。
・ コンプライアンスに関わる問題点を早期に発見し、不正を未然に防止するため、国内及び海外に社内通報・相談窓口、社外通報・相談窓口を設置し、迅速に対応処理しています。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・ リスク管理における基本方針や体制等、YOKOGAWAグループのリスク管理に関する基本的事項を「リスク管理規程」として定め、その活動を円滑かつ効果的に推進しています。
・ YOKOGAWAグループの各組織は、自律的なリスク管理活動の一環としてリスクを洗い出し、その重大度を、影響度及び発生可能性の面から評価するとともに、対応策を立案、実行しています。
・ YOKOGAWAグループの各組織で重要と考えるリスクを収集し、「事業機会」、「コンプライアンス・危機事象」等の観点から分類するとともに、リスク管理委員会において、重点管理リスクの選定及びモニタリング方法の決定を行い、取締役会に報告しました。
・ 2020年度は事業リスク、情報セキュリティリスク及び危機管理リスク等をその重大度から重点管理リスクに選定し、それぞれのモニタリング方法に沿って活動の進捗を確認するとともに、その内容を取締役会等に報告しました。
・ 危機事象への対応については、予め定められた「グループ危機管理規程」に基づき対応を行い、取締役会に報告しました。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対しては、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会において、情報共有を行うとともに方針や諸施策について検討し、対応しました。

③ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

・ YOKOGAWAグループの最上位規程である「Group Management Standards」の充実を進め、各業務プロセスにおける役割及び責任分担を明確にし、自律的統制活動及び適切なリスク管理をベースとする内部統制システムへのレベルアップに向けた取り組みを推進しています。
・ 内部監査担当部署は、四半期毎の監査により、各内部統制システム統括部署が、それぞれの重点指標を明確にし、指標の達成状況に応じてPDCAサイクルを回していることを確認しています。

④ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査役会は、当期の重点監査項目を「中期計画TF2020の進捗状況」、「地域代表制を敷いた体制の下での子会社管理状況」、「YOKOGAWAグループの内部統制システムの整備・運用状況」及び「COVID-19感染の対応状況」と定め、年間活動計画に基づき、監査役監査を実施しました。
- 監査役は、取締役会議長、代表取締役会長、代表取締役社長、経理・財務担当役員をはじめ、内部監査担当部署、企業倫理担当部署、法務担当部署及び会計監査人との定期的及び必要に応じた意見交換を行っています。また、必要に応じて取締役及び重要な使用人からヒアリングを行っています。
- 常勤監査役は、会計監査人及び内部監査担当部署との三様監査会議を実施し、また、内部監査担当部署とは合同で子会社管理の監査を実施するとともに内部統制システムの監査を行っています。
- 監査役は、テーマに応じて会計監査人や社内関係部署のメンバーを交え、社外取締役との会議を実施し、連携を深めています。
- 監査役会として、業務執行側から独立した社外の弁護士事務所と顧問契約を締結し、適宜相談のうえ、助言を得ています。

4．会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、なにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことが可能な者である必要があると考えています。

当社グループは、企業理念を「YOKOGAWAは 計測と制御と情報をテーマに より豊かな人間社会の実現に貢献する　YOKOGAWA人は 良き市民であり 勇気をもった開拓者であれ」と定めています。この理念のもとに、健全で利益ある経営・企業活動を継続するとともに、お客様の付加価値向上につながるソリューションサービスの提供を通じて、地球環境保全、持続可能な社会の実現に貢献していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えています。

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、当社株式に対する大規模な買付行為があった場合においても、これが当社の企業価値の向上及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主や会社に対して、買付に係る提案内容や代替案を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益に対する侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、買付条件が当社の企業価値・株主共同の利益に鑑み不十分又は不適当であるもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、関係する法令に従い、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の開示を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様の検討に必要な時間の確保に努めるなど、適切な措置を講じてまいります。

連結貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	102,916
受取手形及び売掛金	187,266
商品及び製品	14,599
仕掛品	5,335
原材料及び貯蔵品	15,796
その他	22,953
貸倒引当金	△3,555
流動資産合計	345,311
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	45,408
機械装置及び運搬具	7,154
工具、器具及び備品	6,270
土地	15,325
リース資産	124
使用権資産	7,405
建設仮勘定	2,889
有形固定資産合計	84,579
無形固定資産	
ソフトウエア	12,779
のれん	4,247
その他	9,275
無形固定資産合計	26,302
投資その他の資産	
投資有価証券	50,887
繰延税金資産	6,246
その他	7,935
貸倒引当金	△2,181
投資その他の資産合計	62,887
固定資産合計	173,769
資産合計	519,081

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	25,147
電子記録債務	9,573
短期借入金	6,921
コマーシャル・ペーパー	20,000
未払金	16,806
未払法人税等	5,646
前受金	35,317
リース債務	2,183
賞与引当金	16,228
工事損失引当金	7,419
その他	23,748
流動負債合計	168,993
固定負債	
長期借入金	20,000
繰延税金負債	3,288
退職給付に係る負債	4,373
リース債務	5,544
その他	2,110
固定負債合計	35,317
負債合計	204,310
純資産の部	
株主資本	
資本金	43,401
資本剰余金	54,392
利益剰余金	209,240
自己株式	△1,404
株主資本合計	305,629
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	11,351
為替換算調整勘定	△7,568
退職給付に係る調整累計額	△1,088
その他の包括利益累計額合計	2,694
非支配株主持分	6,447
純資産合計	314,770
負債純資産合計	519,081

連結損益計算書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		374,206
売上原価		210,036
売上総利益		164,169
販売費及び一般管理費		132,569
営業利益		31,599
営業外収益		
受取利息	393	
受取配当金	1,499	
為替差益	550	
持分法による投資利益	818	
雑収入	1,171	4,433
営業外費用		
支払利息	566	
支払手数料	218	
寄付金	217	
雑損失	923	1,925
経常利益		34,107
特別利益		
固定資産売却益	70	
投資有価証券売却益	155	226
特別損失		
固定資産売却損	17	
固定資産除却損	565	
減損損失	486	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	0	
事業構造改善費用	1,739	2,809
税金等調整前当期純利益		31,524
法人税、住民税及び事業税	8,807	
法人税等調整額	1,413	10,220
当期純利益		21,303
非支配株主に帰属する当期純利益		2,084
親会社株主に帰属する当期純利益		19,219

貸　借　対　照　表

（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	29,758
受取手形	1,171
売掛金	37,109
商品及び製品	1,337
仕掛品	450
原材料及び貯蔵品	1,968
前払費用	1,571
短期貸付金	38,442
未収入金	15,695
その他	1,725
貸倒引当金	△3
流動資産合計	129,227
固定資産	
有形固定資産	
建物	20,921
構築物	744
機械及び装置	495
工具、器具及び備品	2,216
土地	8,208
建設仮勘定	851
その他	87
有形固定資産合計	33,526
無形固定資産	
ソフトウエア	9,070
ソフトウエア仮勘定	4,801
借地権	488
その他	808
無形固定資産合計	15,168
投資その他の資産	
投資有価証券	39,004
関係会社株式	38,581
関係会社出資金	14,319
差入敷金保証金	208
長期金融資産	1,970
その他	788
貸倒引当金	△132
投資その他の資産合計	94,740
固定資産合計	143,435
資産合計	272,663

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	
電子記録債務	2,252
買掛金	6,514
短期借入金	11,269
コマーシャル・ペーパー	20,000
一年内返済予定長期借入金	4,080
未払金	12,865
未払費用	1,439
未払法人税等	294
預り金	265
賞与引当金	3,830
その他	2,154
流動負債合計	64,967
固定負債	
長期借入金	20,000
繰延税金負債	3,883
その他	748
固定負債合計	24,632
負債合計	89,600
純資産の部	
株主資本	
資本金	43,401
資本剰余金	54,514
資本準備金	36,350
その他資本剰余金	18,164
利益剰余金	75,217
その他利益剰余金	75,217
固定資産圧縮積立金	1,079
繰越利益剰余金	74,138
自己株式	△1,404
株主資本合計	171,728
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	11,334
評価・換算差額等合計	11,334
純資産合計	183,062
負債純資産合計	272,663

損　益　計　算　書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		104,797
売上原価		54,079
売上総利益		50,717
販売費及び一般管理費		56,225
営業損失（△）		△5,507
営業外収益		
受取配当金	21,139	
諸施設賃貸収益	2,422	
雑収入	319	23,881
営業外費用		
支払利息	273	
諸施設賃貸費用	2,416	
為替差損	246	
支払手数料	222	
雑損失	348	3,507
経常利益		14,866
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	155	156
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	478	
減損損失	14,931	
投資有価証券評価損	0	
関係会社株式評価損	1,894	
投資有価証券売却損	0	17,304
税引前当期純損失（△）		△2,282
法人税、住民税及び事業税	△1,562	
法人税等調整額	1,937	375
当期純損失（△）		△2,657

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月14日

横河電機株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　茂　木　浩　之㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　波多野　伸　治㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、横河電機株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、横河電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月14日

横河電機株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　茂　木　浩　之㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　波多野　伸　治㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、横河電機株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第145期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議にオンライン形式を交えながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月14日

横河電機株式会社　監　査　役　会

常勤監査役　前　村　幸　司㊞

常勤監査役　渡　辺　　肇㊞

社外監査役　高　山　靖　子㊞

社外監査役　大　澤　　真㊞

社外監査役　小　野　　傑㊞

以　上

【ご参考】

YOKOGAWA Topics

2020年4月～2021年3月の当社グループの活動の中から主なものをご紹介します。 ※日付は発表月です

受 注

6月	サウジアラビアの大規模給水パイプライン設備向け監視システム
1月	インドネシアのラヘンドン地熱発電所向け統合制御システム及びサービス

新製品・ソリューション

5月	医薬品工場向け製造管理パッケージ「CIMVisionPharms R10.00」を開発・発売
10月	「統合情報サーバ（CIServer）」を開発・発売
2月	スコープコーダ「DL950」を開発・発売
3月	ジルコニア式酸素濃度計／高温湿度計の変換器「ZR802G」を開発・発売

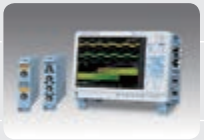

提携・買収・譲渡

4月	液体中の粒子観察ソリューションで高い技術を持つFluid Imaging Technologiesを買収
8月	バイオマス先端技術を持つスイスのスタートアップ企業Bloom Biorenewablesに出資
12月	アメリカのPower Factorsと再生可能エネルギーアセットパフォーマンス管理プラットフォームの再販契約を締結
	創薬研究の技術に強みを持つスイスのInSpheroとパートナーシップ契約を締結
2月	HIROTSUバイオサイエンスと線虫を使ったがん検査サービスN-NOSEの普及に向けて資本業務提携契約を締結

その他

4月	当社の制御システムを採用した、国内最大の風力発電設備ウィンドファームつがるが運転開始	
	コロナ禍での当社の対応	P.69 ピックアップご参照
6月	国際宇宙ステーションでの実験に共焦点スキャナユニット「CSU-W1」が活用	
	主要なESG指数に継続して採用（6月、7月、11月）	P.69 ピックアップご参照
7月	経済産業省認定2020年版グローバルニッチトップ（GNT）企業100選に選定	
	バイオ事業の拠点としてスイスに「ヨコガワ・イノベーション・スイス」を設立	
10月	経済産業省認定「ゼロエミ・チャレンジ企業」に選定	
11月	「ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・ワールド・インデックス」の構成銘柄に初選定	P.69 ピックアップご参照
12月	YOKOGAWA IR DAY（IA2IA説明会）を開催	
	気候変動対策と水セキュリティ対策で権威ある Aスコアを獲得	P.68 サステナビリティへの取り組みご参照
3月	IR説明会（バイオ）を開催	P.68 サステナビリティへの取り組みご参照
	バイオマスマテリアル事業の成長促進に「横河バイオフロンティア株式会社」を設立	P.68 サステナビリティへの取り組みご参照

【ご参考】

サステナビリティへの取り組み

気候変動対策と
ウォータースチュワードシップにおいて
権威あるAスコアを獲得

環境分野で世界的に権威のある国際環境非営利団体CDPから気候変動対策と水セキュリティ対策の２つのテーマにおいて権威あるAリストに選定されました。昨年に続いて水セキュリティ対策が評価されたことに加え、今回初めて気候変動対策でもAリストへの選定となります。ダブルAの獲得は、当社が気候変動対策と水セキュリティ対策において、目標設定、行動、透明性の点で世界をリードしていることを意味しています。

IR説明会（バイオ）を開催（3月15日）

当社グループの注力領域であるバイオエコノミー分野への取り組み、及びライフイノベーション事業の将来展望についてステークホルダーの皆様に理解いただくことを目的に、IR説明会をリモート会議形式で開催しました。参加いただいた約80名の投資家、アナリストの方々からは「事業の全体像がよく理解でき、今後期待が持てそうな印象を持った」「バイオビジネス拡張の可能性を感じた」などのお声をいただいております。今後もサステナビリティ目標Three goalsの構成要素の１つ「Well-being」の実現に向けた当社の取り組みをご理解いただけるよう、継続的な情報発信に努めます。

横河バイオフロンティア株式会社を設立（3月22日）

バイオマスマテリアル事業の成長促進のため、横河バイオフロンティア株式会社を設立しました。化石資源に由来する化学製品や材料などの代替として使用できる、高付加価値な植物由来のバイオマスマテリアルの開発と商業化に注力し、持続可能な炭素循環の実現を目指します。

ウェブサイト **https://www.yokogawa.com/jp-ybf/**

【ご参考】

ピックアップ

コロナ禍での当社の対応

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、当社は全社員に対して出張や大人数で集まる会議の制限、出社制限とテレワークの徹底など、各国の状況に応じた対策を行っています。やむを得ず出社する際も混雑を避けての時差出勤や職場ごとの出社率を厳しく制限するなどの対策を行い、感染拡大防止の徹底を図っています。健康管理、衛生管理に留意し、お客様、社員とその家族などの健康と安全を第一に考え、コロナ禍での事業継続に取り組んでいます。2020年6月1日、武蔵野本社にあるコーポレートシンボルが久しぶりに点灯しました。これから想定される多くの困難を乗り越えるために挑戦していこうというYOKOGAWAの決意を込めての再点灯です。

ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・ワールド・インデックス（DJSI World）の構成銘柄に初めて選定

ESG（環境・社会・ガバナンス）投資の世界的な株式指標である「ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・ワールド・インデックス（DJSI World）」の構成銘柄に初めて選定されました。国内外の主要なESG指数にも継続して採用され、高い評価をいただいています。また、年金基金の運用額として世界最大規模であるGPIF※が選定したESG指数３つ全ての構成銘柄にも引き続き採用されています。

※年金積立金管理運用独立行政法人

株主メモ

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	６月
基準日	定時株主総会および期末配当金 ３月31日 中間配当金 ９月30日 その他、必要がある場合は、あらかじめ公告します。
単元株式数	100株
上場証券取引所	東京証券取引所　市場第一部
株主名簿管理人 および 特別口座の管理機関	〒103-8670 東京都中央区八重洲１-２-１ みずほ信託銀行株式会社
お取扱窓口	証券会社等に口座をお持ちの場合、住所変更や買取請求等株主様の各種お手続きは、原則として口座を開設されている証券会社等経由で行っていただくこととなりますので、ご利用の証券会社等へご連絡をお願いいたします。 証券会社等に口座をお持ちでない場合（特別口座の場合）、右記のお取扱店にてお取次いたします（みずほ証券で単元未満株式の買増請求手続きをされる場合は、事前にみずほ信託銀行が指定する口座に送金していただく必要があります）。 なお、支払明細の発行に関するお手続きにつきましては、みずほ信託銀行の右記連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先	〒168-8507 東京都杉並区和泉２-８-４ みずほ信託銀行株式会社　証券代行部 フリーダイヤル 0120-288-324（土・日・祝日を除く ９:00～17:00）
お取扱店	みずほ証券株式会社 本店および全国各支店、プラネットブース（みずほ銀行内の店舗）
	みずほ信託銀行株式会社 本店および全国各支店 ※トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。
未払配当金の お支払	みずほ信託銀行株式会社 本店および全国各支店
	株式会社みずほ銀行 本店および全国各支店（みずほ証券ではお取次のみとなります）
公告方法	電子公告 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して公告します。

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

横河電機株式会社
〒180-8750 東京都武蔵野市中町二丁目９番32号
TEL 0422-52-5555

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT 見やすい ユニバーサル デザインフォントを 採用しています。